

時価情報

有価証券の時価等

前・当中間会計期間における有価証券の時価等は、次のとおりであります。

①満期保有目的の債券

該当ありません。

②子会社株式等及び関連会社株式

子会社株式等及び関連会社株式（前中間会計期間 中間貸借対照表計上額 子会社株式等1,801百万円、当中間会計期間 中間貸借対照表計上額 子会社株式等2,387百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

③その他有価証券

（単位：百万円）

	種 類	前中間会計期間（平成27年9月30日）			当中間会計期間（平成28年9月30日）		
		中間貸借対照表計上額	取得原価	差額	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額 が取得原価を 超えるもの	株式	143,637	78,738	64,899	113,691	59,482	54,208
	債券	918,926	901,308	17,617	807,806	784,864	22,941
	国債	548,869	536,988	11,880	417,766	401,620	16,146
	地方債	121,483	118,201	3,281	133,945	130,203	3,741
	社債	248,574	246,118	2,455	256,094	253,040	3,053
	その他	230,544	223,749	6,795	250,812	243,029	7,783
	小計	1,293,108	1,203,796	89,312	1,172,310	1,087,376	84,933
中間貸借対照表計上額 が取得原価を 超えないもの	株式	2,885	3,405	△ 519	13,609	20,194	△ 6,584
	債券	5,439	5,440	△ 0	19,157	19,493	△ 335
	地方債	4,013	4,014	△ 0	17,706	18,041	△ 334
	社債	1,425	1,426	△ 0	1,450	1,452	△ 1
	その他	119,963	130,759	△ 10,796	110,296	122,786	△ 12,489
	小計	128,288	139,605	△ 11,316	143,063	162,473	△ 19,409
合 計		1,421,397	1,343,402	77,995	1,315,374	1,249,850	65,523

（注）時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

（単位：百万円）

	前中間会計期間（平成27年9月30日）	当中間会計期間（平成28年9月30日）
	中間貸借対照表計上額	中間貸借対照表計上額
株式	2,521	2,539
その他	300	299
合 計	2,822	2,838

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

④減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を中間期の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。前・当中間会計期間における減損処理はありません。

なお、当行では、予め、「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号）に基づき、時価が著しく下落したと判断するための基準を設定しており、その内容は以下のとおりであります。

中間会計期間末日における時価が取得原価と比べ50%以上下落している場合は全銘柄を著しい下落であると判定し、30%以上50%未満下落している場合は発行会社の信用リスク（自己査定における債務者区分、外部格付）等を勘案し判定しております。

金銭の信託の時価等

前・当中間会計期間において、運用目的以外の金銭の信託はありません。

デリバティブ取引の時価等

前・当中間会計期間におけるデリバティブ取引の時価等は、次のとおりであります。

(注)「契約額等」の欄には、スワップ取引につきましては想定元本額を、先物取引、オプション取引等その他の取引については契約額を記載しております。

1.ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

①金利関連取引

(単位：百万円)

区 分	種 類	前中間会計期間 (平成27年9月30日)				当中間会計期間 (平成28年9月30日)			
		契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時価	評価損益	契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時価	評価損益
金融商品 取引所	金利先物 売建・買建	—	—	—	—	—	—	—	—
	金利オプション 売建・買建	—	—	—	—	—	—	—	—
店 頭	金利先渡契約 売建・買建	—	—	—	—	—	—	—	—
	金利スワップ 受取固定・支払変動	43,020	35,621	815	815	27,142	22,151	722	722
	受取変動・支払固定	43,020	35,621	△ 421	△ 421	27,142	22,151	△ 501	△ 501
	受取変動・支払変動	—	—	—	—	—	—	—	—
	金利オプション 売建・買建	—	—	—	—	—	—	—	—
	その他 売建・買建	1,005	783	1	66	496	431	0	46
	合 計			395	442			221	255

(注) 1.上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間損益計算書に計上しております。

2.時価の算定 取引所取引については、東京金融取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

②通貨関連取引

(単位：百万円)

区 分	種 類	前中間会計期間 (平成27年9月30日)				当中間会計期間 (平成28年9月30日)			
		契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時価	評価損益	契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時価	評価損益
金融商品 取引所	通貨先物 売建・買建	—	—	—	—	—	—	—	—
	通貨オプション 売建・買建	—	—	—	—	—	—	—	—
店 頭	通貨スワップ	306,170	170,639	99	99	358,151	314,184	103	103
	為替予約 売建・買建	63,416	59,046	1,187	640	81,450	989	1,679	1,679
	通貨オプション 売建・買建	190,600	132,506	6,290	2,149	198,297	125,501	△ 11,800	△ 2,232
	その他 売建・買建	—	—	—	—	—	—	—	—
	合 計			13,322	2,334			434	2,189

(注) 1.上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間損益計算書に計上しております。

2.時価の算定 割引現在価値等により算定しております。

③株式関連取引・④債券関連取引・⑤商品関連取引・⑥クレジットデリバティブ取引

各該当ありません。

時価情報

2.ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

①金利関連取引

(単位：百万円)

ヘッジ会計方法	種 類	主なヘッジ対象	前中間会計期間（平成27年9月30日）			当中間会計期間（平成28年9月30日）		
			契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時価	契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時価
原則的 処理方法	金利スワップ 受取変動・支払固定	其他有価証券（債券）	60,000	60,000	△3,402	120,000	120,000	△7,206
	合 計				△3,402			△7,206

(注) 1.主として「業種別監査委員会報告第24号」に基づき、繰延ヘッジを適用しております。
2.時価の算定 割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

②通貨関連取引

(単位：百万円)

ヘッジ会計方法	種 類	主なヘッジ対象	前中間会計期間（平成27年9月30日）			当中間会計期間（平成28年9月30日）		
			契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時価	契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時価
原則的 処理方法	通貨スワップ 資金関連スワップ	外貨建金銭債権等	97,266	39,685	△1,023	96,140	42,546	7,511
	合 計		60,359	—	662	34,726	—	77
					△360			7,589

(注) 1.主として「業種別監査委員会報告第25号」に基づき、繰延ヘッジを適用しております。
2.時価の算定 割引現在価値等により算定しております。

③株式関連取引・④債券関連取引 各該当ありません。